

ザ・パスポート

21

帰国者の裁判を考える会

東京都港区新橋2・8・16新橋石田ビル4階 救援連絡センター気付 電話03(591)1301
郵便振替 東京2-398834 「帰国者の裁判を考える会」 定価200円(送料70円)年12回分3000円



1991年10月20日発行

九〇・七・一七

更新手続に伴う意見陳述四

日本革命家

丸岡 修

さらに追加するなら、日本政府の動向は秘密のベールに覆われています。日本のマスコミはソ連には情報公開はないと騒いでいましたが、足元をよく見るべきです。日本に情報公開制度は取り入れられて八年になりますが、未だに法制化されず、各自治体での抵抗が続いている。日本政府の秘密主義は徹底しており、日本首脳会談での合意内容は米側の政府発表、マスコミ・報道によつて初めて知らされることが多々あります。米国のほうがなるかに情報は公開されており、内部告発も活発です。CIAによるフ

ィデル・カストロ首相暗殺計画とか、南ア（アザニア）での二八年前のネルソン・マンデラ氏の逮捕はCIAの情報によつていたとかが内部告発されるし、米空母の核なども情報公開されています。悪魔の日本軍細菌部隊の石井部隊の行状も、日本では一切情報公開されず、米側の情報公開によつて初めて全容が明らかになりました。我々に「合法的手段で」と主張するのなら、日本政府にこそ、「憲法に従え」と主張すべきです。

④ 日本赤軍は武装闘争を放棄しませんが、武装闘争であれば何でも良いとは言つていません。一般人を巻き込む可能性がある

時はやらない」とを原則にしており、一般人を巻き込む闘争形態には反対しています。警察でも公安警察官と一般駐在警察官とは異なります。警察権力の一員であれ、「いなかのおまわりさん」を攻撃対象にするのは妥当ではありません。航空機ハイジャックに対しても我々は否定的です。可能な戦術の一つとしてはあります、一般市民をある程度は巻き込まざるをえないからです。やろうと思えばいつでもやれるハイジャックを七八年以降、自衛しているのはそのためです。権力にはもうやらないと言うわけにはいかないので、保留しているとでも言っておきましょう。できないうからハイジャックが起こっているのではなく、我々にその気がないからです。日本の闘いの中で権力者の家族を巻き込んだものがありますが、我々はこれにも反対します。土田郵便小包み爆弾事件、北海道庁爆破事件などにも反対です。土田夫人や道庁職員を死なせるのは明らかにまちがいです。このような戦術を取るべきではありません。しかし、これだけは言つておきます。我々の作戦に敵が強襲を加えた場合、その結果として発生する一般市民の犠牲は我々の責任ではなく、攻撃を加えた側の責任であると。ただ、我々の側から一般市民に攻撃を加えることは絶対にありません。権力者の場合はもちろんこの限りではありません。(念の為に、私が起訴されている「被告事件」については否認すると書いておきます。)

IV サイド

私自身の生き方として、日本赤軍に入つていなければ今は普通の家庭生活を送り、中流以上の生活をし、うまいものをくい、ゴルフをやり、優雅な生活をし、この法廷の被告席に立つことはなかったでしょう。しかし、それは人間としての生き方を捨てたことになります。人間にとつて一度しかない生涯を、自己の利益のために生きるのか、それとも人類全体の利益のために生きるのか、

まさに人間の生き方として問われています。小さな幸せに生きるよりも、私は革命の大義に死ぬほうを選びます。それが本当の意義のある生き方です。裁判所が私を裁くことができても、人類の歴史の流れを止めることはできません。「一世纪は眞の民主主義、眞の社会主義の時代である」と予告しておきます。来世纪までこの陳述書を保管しておいてもらいましょう。

一九九〇年七月一七日

以上

日本赤軍

丸岡

修

— 東京地方裁判所にて —

△補足△

陳述書提出が遅れて十一月になつてしましました。そのついでになりますが、イラク・クエード問題に関連して、自民党反動政権が画策している「国連平和協力法案」に関連して、日本の「政治国家、民主国家」がいかにまやかしであるかを述べておきましょう。

海部政権は、米英軍を中心とした多国籍軍支援をあたかも国連への協力かのように装い、米国の要請のままに四〇億ドル(多国籍軍に)一〇億ドル、周辺国に二〇億ドル)を出資し、実質的にイラク参戦を行なっています。さらに、この機会を利用して、「世界の不安定」、「石油供給危機」と宣伝し、世論を誤導して自衛隊の海外派兵、あわよくば憲法改憲まで目指しています。その方向において今回の「国連平和協力法案」があります。もつとも人民大衆の反戦意識の高さに驚き、自民党自身が混乱の極みにあり、この法案は成立しないでしょう。不成立の可能性の大きいこの法案を提出してきた狙いは何か。第一に、米国に対する忠義立

てであり、日本の努力姿勢を示す必要がある」と。第二に、自衛隊海外派兵の下地をつくる」と、野党をその論議の土俵にあげること。第三に、国連安全保障理事会常任国化の長年の野望を果たすために、金だけでなく、人、軍隊の派遣の条件をツクつておくこと。正に、日本の言う「世界への貢献」は、経済大国から政治、軍事大国化を計り、世界的な霸權を確立しようというものです。しかも、それをアメ帝の庇護と承認の下にやろうということです。日本国外務省の米国務省の出向機関的動きはそのためです。世界で最も優秀な米国の番頭になることによつて、米国に続く霸權を確立しようとしているのです。

この過程で海部政権が示しているのは、憲法解釈の変更で自衛隊派兵を派遣と言い換え、当面は憲法と自衛隊には手をつけず、実質的海外派兵を実現することです。奴らが「法案は憲法の枠内だ」と主張する根拠に、憲法全文の「国際社会で名譽ある地位を占める」を持ちだしたりしていますが、前文 を読めばわかるように、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍を起さないことを決意して、國民主権を宣言し、憲法を確定する」となつています。「名譽ある地位」は、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と文を受けて、「平和を實現せんとする国際社会の中で占めたい」と述べられているのは明らかであつて、それは「戦争を放棄し、軍備及び交戦権を否認して、日本の安全は世界の公正と信義に委ねる」としているのであって、一切の戦力を放棄するといつてゐるです。後方であろうが前線であろうが、武装であろうが非武装であろうが、「国際紛争解決」で出動している軍に協力して外圧軍の戦力を組み込まれる場合は、何と説明しようとそれは明らかな「戦力」であつて、「国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」（九条）ものでなければなりません。

このように、行政のその時の都合で憲法と法の解釈をコロコロと変更することは、近代「法治國家」の概念を破ることになります

す。ドイツも同じように「国防軍」のNATO圏外出兵をコール政権は画策していますが、彼らは憲法解釈の変更ではなく、憲法そのものを変更しようとしています。これが西歐型「民主主義」の「法治」概念です。法相梶山が防波法適用を画策し、「法治國家を守れ、民主主義を守れ」とほざいていますが、そうであるなら、まず海部と小沢を逮捕すべきであるし、梶山自身が己の差別発言を恥じて辞任すべきなのです。民主主義を言うなら、人権擁護に鋭敏でなければならないのです。梶山はアフロアメリカンに對する差別発言は口をすべらせたと思つていいでしょが、在留アジア人女性に対する差別には未だ気づいていないようです。それに「壳春」問題は「賀春」問題であることも。梶山のアホのこととで話がそれましたが、「法治」と「民主主義」を理解していない連中が日本の支配階級です。

最後に、自衛隊派兵問題に関連して言えば、もし派兵するならば思わぬしつ返しを受けるであろうことを忠告しておきます。

以上

一九九〇年一月一日

丸岡 修

丸岡さんからの手紙

I 「九〇・七・一七

意見陳述 補足

資本家階級が支配する「國家」は労働者人民を抑圧する暴力装置であり、その國家権力を労働者階級の革命的武力をもつて転覆し、労働者階級独裁の側からの全面的革命觀の主張として、「革命無罪」をここでは主張していません。なぜなら、もともと資本主義国家の司法権力であるかぎり日本の現裁判所において、判事、検事を相手に革命論をぶつても、馬耳東風であるからです。

また、ある弁護士から「現在の日本の法体系を否定しても、現実にその法廷に引き出されている以上、裁判官の法概念に訴えるものが必要」と意見をいただき、それなら、ブルジョア民主主義や現日本国憲法に照らしても、自民党独裁政治にたいする人民の「抵抗権」としての我々の闘いに正当性がある、と主張する」としました。

物であり、人民の闘いの結果としてあります。しかし日本では、その民主主義の初歩でさえ危〔おき〕ういものです。この意見陳述で私が主張しようとしたことは、そのことです。

II 『ザ・バスポート』

一八〇二〇号の誤植 ・脱文の訂正

△△△ 大きなまちがい

『八号』

P.11下段 61 自らの→おのづから

『九号』

P. 7上段 71 毒理罪→毒通罪

P. 8上段 221 (十万人以上の署名) →削除

P. 8上段 231 住民には五年以上の滞在の外国人→住民には

「弁護団泉水弁論」（『ザ
パスポート』一五号～一八
号）と私たちとの二、三の
見解の相違について

「（『ザ
バスボーン』一五号～一八
号）と私たちとの二、三の
見解の相違について

当然のことですが、弁護団と私たちとは立場の相違があつておや
私と泉水同志は日本赤軍という立場から考えるし、弁護団は刑事
事件の被告の利益擁護という立場から考えます。そこから弁論に
おける二、三の違いがあります。

P. 24-認131 田中は保障するのむ→田中を保障するのが
石原義太郎→石原博太郎
P. 34-認231 批准され→批准し
P. 6-認21 271
P. 6-認21 271
P. 6-認21 241
P. 6-認21 271
P. 94-認221 271
P. 11-認11 271
P. 12-認11 91
「田中は保障するのむ→田中を保障するのが
石原義太郎→石原博太郎
批准され→批准し
英國でやるも→英國でやる
あるね→あるねに
タヒロノドにがータイロンドロガ
ありやせんが、→あります
なやど→など
ラウル母→ラウロ母
グラントは→グラントに爆風で
「発行人」→「发行人」と
の細か→いの細か
社会党政権は→社会党政権が

誤解のないようにまず言つておきます。基本的に弁護団弁論にまちがいがあるわけではありません。第三章から第五章はまつたく同意見だし、残りの部分も基本的には同意見です。何か被告と弁護団が対立しているとは思わないください。弁護団と被告の意向が必ずしも同じである必要はありません。

以上を確認したうえで、二つの相違点について述べます。

一 超法規

弁護団の立場からは、国は超法規という違法手段をもつて泉水被告の保護義務を放棄し、「ハイジャック犯」に身柄を渡したのであってそれは刑罰権を放棄したものであり、裁判権は喪失している、となっています。私たちの立場からは、国は捕虜交換に応じて解放したのであるから、その時点で泉水同志の刑罰は消滅した、となります。

「超法規は違法」（弁護団の立場としては当然なのが）とした場合、一つの矛盾があります。というのは、当時、実際に「超法規を絶対に認めるな」と主張したのは、この「戦士奪還闘争」に敵対した法務省、検察院でした。弁護団の弁論では「国は泉水被告に充分な説明をして要求を拒否できた」とし、検察は逆に「超法規はやむを得ない緊急避難の処置であった」と主張しています。「奪還闘争」で国が超法規の処置をとらないとすれば……。先はやめておきましょう。私たちの立場は、釈放の規定が「恩赦」いがいにないのなら、自民党独裁政権の法支配に対決しているのだから「超法規」でも何でも構わない、となります。

泉水同志の場合は、彼は「逃亡」を望んで「奪還」に応じたのではなく、純粹に、「ハイジャックの人質」を解放するため自分自身を投げだしたのであり、その立場は「よど号」のときの社会党の阿部議士、自民党の山村運輸次官とまったく同じでした。いわば彼は、「人質解放の功労者」であったのだから、その後を國際手配にするのは不當です。同時に国は彼に旅券を正式に発

行して渡していたのであるから（『ザ・パスポート』一二号への投稿文に旅券は発給されなかつたとあるが、それは事実ではない）、彼の刑はそこで終わつたのである。通常、受刑中の者に旅券は発給されないのである。国はその後になつて彼の旅券を無効化したのであるから、不當に非合法化された条件において、今回、丸岡の旅券法違反に関与したとされる件については免訴されるべきものです。

しかし、日本の裁判所にこの論理は通用しないのだから、通用させようとして「超法規の違法性」を軸にする弁護団の弁論はやむをえないのかもしれない。弁護人は現行法の土俵で弁論せざるをえないのだから仕方ないとしても、「考える会」の方たちも「超法規は違法」という立場から泉水裁判を考えないほし。「超法規で釈放したのはまちがい」とは言えないのでしょう。自民党夕カ派はいまもそう言っています。

一 沖縄の「共犯者」に対する

検察が、泉水同志を一方的に主犯として描こうとしたことに對して、弁護団が否定しようとする時、沖縄の「共犯者」たちの証言の信用性を否定するのは、弁護人としては当然の弁護活動です。しかし、私たちの立場から言えば、私たちは覚悟のうえの行動であつたとしても彼らにとっては予期せぬ巻きぞえであつて、革命組織のモラルとしても私たちが「旅券法違反」の責任を負わねばなりません。したがつて私たちに不利であつても「主犯」関係を彼らと争うことはできません。

この点について、弁護団に對して私たちが十分に提起できていなかつたことに私たちの誤りがあります。弁護団に「泉水裁判はじっくりやつて下さい」と提起するだけでよしとし、事実関係をまったく知りえない弁護団にとつて、最大限努力するなら今回の弁護団弁論になります。結果的に意向が一致しなかつたのは、当

事者である私たちが消極的に裁判にかかわっていたことによります（どうせ反動裁判と投げやりになり、弁護団まかせになつていいた）。沖縄の「共犯者」たち及び弁護団に自己批判します。

そのうえで、弁護団弁論のなかの次の二点の表現は不適切であり、この点について沖縄の「共犯」の人たちに謝罪します。

「UJ自身およそ信用するに値しない人物」

「Nにおいて過去のわいせつ物陳列、覚醒剤所持の前科があり、暴力団員ともつきあいがあり、……そもそもいかがわしい人物である」

なお、U氏、N氏の供述調書、証言のなかに事実に反することがありますが、それらは一切問いません。泉水同志の現地生活に

が、あります。U、N調書のなかに著しくわい少化した表現がありますが、そもそも検察の意図的な供述の捏造があり、それらは事実無根であることを書いておきます（フィリピンに来る日本人の男たちのほとんどは買春をも目的にしており、その連中に買春を否定する話を地下活動の者はできません。話を合わせざるをえないのです。バーやクラブにも日本人たちを連れていかざるをえないのです。週刊誌等の侮辱的な誇張記事に対して法的処置をとるべきでしょう）。

――『ザ・バスポート』への 兩女詣として――

――P.H.の記述、冊子『人民 革命』について

「事実なら」というのは、朝日新聞記事に「日本赤軍の新理論誌」とあるが、それは事実かと聞いたのではなく、こういう冊子が売られているのは事実か、と聞いたものです。第一に、「AD F」なるものが「日本赤軍だ」と言っているのは公安なのだから、「十大憲章」が出ている『人民革命』は日本赤軍だ」という公安記事はまちがっています。この新聞記事は『人民革命』を出版している人たちへの弾圧の布告であろうと思われます。

IV 『ザ・バスポート』一四号 掲載の「丸岡さんからの手紙」の補足

一四号掲載の「手紙」は「考える会」宛ではなく、弁護団宛のものであり、雑談の補足的なものです。そのままでは誤解を与える表現もあり、ここに補足します。

――P.H.の記述、冊子『人民 革命』について

中途半端な文章なので補足します。

自称マルクス・レーニン主義の党派（日本赤軍もふくめて）に愛想をつかしている人たちにたいして、自己批判的な視点をぬきに乱暴な述べ方をしているので、弁明します。

「や公安警察が赤軍協力者などと規定している人々、私や泉水同志の家族などの実名は必ず仮名もしくはイニシャルにするよう要請します。『共犯者』名もマスクの犯罪被害者、加害者の実名報道に反対するように『ザ・バスポート』も配慮すべきでしよう。その他の名についてもパンフ『ザ・ガサ』などの原則を見習うべきではないでしようか。

保守と中間層の大衆には反社会主義的感情が高まり、新左翼の一部、市民運動においてML主義離れをもたらしており、軽視すべきではない、ということです。

その①

同頁の「ソ連急進改革派の路線は反革命的」と述べている点。

社会主義は本来、「民主主義の徹底」としてあり、それ故、官僚主義の支配の道具になり果てたソ連型社会主义の改革、社会主义の再生としてのペレストロイカは基本的に支持します。しかし、社会主義的価値観（自由と平等のうえの人民の自治と共生）を否定し、継続革命としてではなく、生産の発展にしか価値を置かない現代修正主義の路線には反対します。アファナシエフ派の傾向は、北欧的社会民主主義よりも後退した米国民主党的路線であり、これはもはや「改革」などではなく、米国化であり、ニカラグア革命政府に敵対していたコントラを反革命と呼ぶように、米国派に成り下がった者を「反革命」と呼ばざるをえません。これらの潮流を、スターリン主義に反対すれば何でも良いとして、「改革派（進歩）として評価する日本の進歩的知識人たちの方向には賛成できません。ソ連の「急進改革派」より日本社会党の方がはるかに進歩的な位置にあります。

しかし、「改革派」という右派（ソ連では左派と言う）が登場する根拠をとらえること抜きに「反革命」と片づけるのは「保守派」と同じ過ちを犯すことになります。現情の否定として各種「改革派」が登場しているのだから、この矛盾をこそ発展の原動力にしていくのが弁証法的な立場です。「革命的」、「反革命的」と自分の間尺に合わせてレッテルを張るのは慎まなくてはなりません。『ML主義者』によつて、スターリンの肅正、ベトナム・カンボジア紛争、中国・ベトナム紛争、「連合赤軍肅正」も内ゲバもありました。自己批判的なところ返しぬきに、ML主義の正当性からだけ批評することはできません。

その②

同頁の「社会党系市民運動家・平山氏に対する批評など」について。

平山氏ははつきりと、ソ連・東欧問題はML主義の破産であると述べています。一四号で書いたように、平山氏の提起は一言で言えば、「階級闘争史觀」の否定もしくは見直しがいうことです。しかし、彼らの考えを改良主義だとして否定するだけでは正しくないと思います。労働者階級といつても、マルクスの時代と違つて、帝国主義本国の労働者階級は本質的に無産であつても現象的にはその多くは失うべきものを持つようになつてゐます。労働組合による自主管理企業のすべてが成功しているとは言えません（資本主義経済の中での困難さであるが、ソ連と同じ「労働意欲の喪失」の問題も発生している）。社会主義国が登場して七四年、資本主義の延命の為に社会主義に制約され、改良を積み重ねています。その現実を直視せず、ML主義の教条化ではML主義を発展させることはできません。平山氏らのような異論をも尊重し、まちがいや遅れた認識があれば、自らを変える勇気をML主義者は持つべきでしょう。

この立場を踏まえたうえでの平山らにたいする考えが一四号に出ています。

一一

この一四号掲載の文章は、昨年九月に書いたものです。

（一九九一・八・二〇記） 丸岡 修

以上

『ザ・バス』二二号の一番最後の頁に、他のパンフのように、「お詫びと訂正」のコーナーをもうけるべきです。以上掲載のこと

「お詫びと訂正」

以下、お詫びし訂正します。

『十一月号』

四頁　意見陳述書補足

→10・10丸岡・泉水裁判支援集会

メッセージ

五頁中段　一九八八年十月一一日

東京地方裁判所にて

→一九八八年十月十日　労音会館にて

『一七八月号』

九頁を五頁に、五頁以下八頁までを六頁から九頁に。

（以上が丸岡さんからの手紙の全文です）

（培養者の裁判を考える会）

丸岡氏の公判日程

東京地裁　午後1時15分～

10月25日(金曜日)

11月11日(月曜日)

11月26日(火曜日)

12月20日(金曜日)